

2021年11月1日

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法791条1項1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に定める書面)

神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1-1

会社名 アビックス株式会社
代表者名 代表取締役社長 廣田武仁

東京都港区赤坂4-13-13

会社名 株式会社プロテラス
代表者名 代表取締役 福山司

プロテラス株式会社（以下「分割会社」といいます。）とアビックス株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、両社間で締結した2021年8月2日付吸収分割契約書に基づき、2021年11月1日を効力発生日として、分割会社のデジタルサイネージ事業（但し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律が適用される事業を除きます。以下「対象事業」といいます。）に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を実施いたしました。よって、以下のとおり、本吸収分割に係る事後開示をいたします。

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2021年11月1日

2. 分割会社における手続きの経過（会社法施行規則第189条第2号）

- (1) 会社法第784条の2の規定に基づく差止請求をした株主はありませんでした。
- (2) 会社法第785条の規定に基づく株式買取請求をした株主はありませんでした。
- (3) 会社法第787条の規定は、分割会社において新株予約権を発行していないため、手続きを行っておりません。
- (4) 会社法第789条の規定に基づき、2021年9月28日付で官報により、債権者に対して本吸収分割について異議申述の公告を行いました。本吸収分割に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 承継会社の手続きの経過（会社法施行規則第189条第3号）

- (1) 会社法第796条の2の規定に基づく差止請求をした株主はありませんでした。
- (2) 会社法第797条の規定に基づく株式買取請求をした株主はありませんでした。
- (3) 会社法第799条の規定に基づき、2021年9月29日付で官報及び電子公告の方法により、債権者に対して本吸収分割について異議申述の公告を行いました。本吸収分割に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則 189 条第 4 号）

承継会社は、2021 年 11 月 1 日をもって、本吸収分割契約に基づき、分割会社から対象事業の権利義務を承継いたしました。

5. 吸収分割に係る変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条 5 号）

2021 年 11 月 5 日（予定）

6. その他の重要事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当なし

以上